

軽度・中等度難聴の18歳以上の方へ補聴器購入費一部助成

対象者 下記の(1)～(5)全てに該当する方が対象となります。

- (1) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上、又はこれに相当すると医師が認める場合で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと
- (2) 耳鼻咽喉科治療による聴力改善が見込めないこと
- (3) 申請日において横手市に1年以上住民登録のある18歳以上の方
- (4) 市税の滞納がない方
- (5) 当該助成金の交付を過去5年間受けていない方

補助額 新たな補聴器(本体及び付属品)の購入費(上限5万円)

- 管理医療機器として認定された補聴器であること
- 付属品のみで購入でないこと
- 診察に要する経費、意見書作成手数料、補聴器の送料、購入後に行う補聴器の調整に要する経費等を除いたものであること

申請期限 医学的判定意見書の作成日から、おおむね3か月以内に申請してください。

- 申請書類
- 助成金交付申請書兼実績報告書
 - 助成金請求書
 - 医学的判定意見書
 - 補聴器の領収書(メーカー、機種、型番、購入日が明記されているもの)
 - 住民票
 - 委任状(代理人申請の場合)

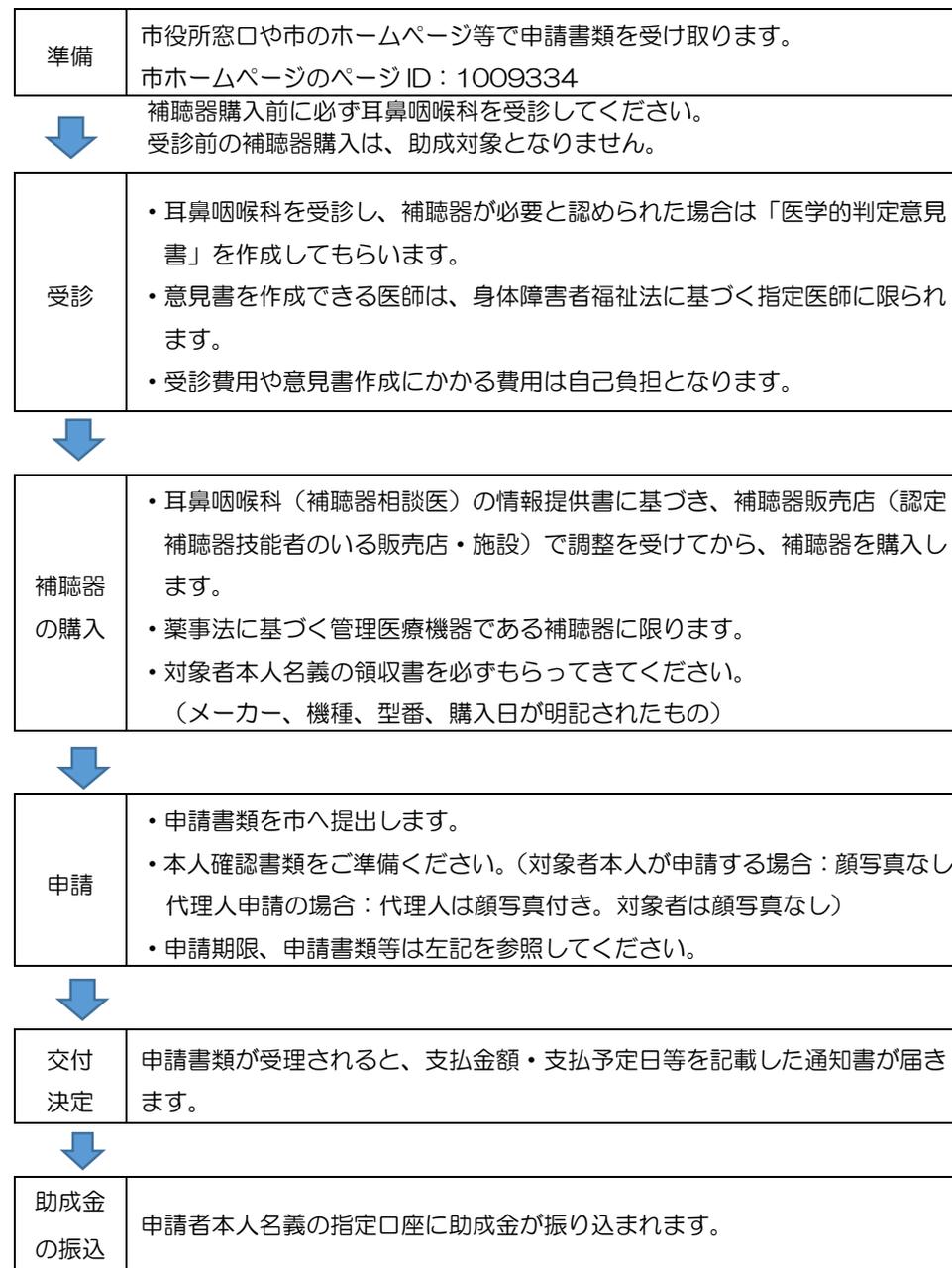
持参するもの：本人確認書類

- 対象者本人申請の場合：対象者の健康保険証等(顔写真なし可)
- 代理人申請の場合：代理人の運転免許証等(顔写真付き)と対象者の健康保険証等(顔写真なし可)

注意事項 請求書等の書類の修正時は、修正部分に二本線を引き、訂正印(シャチハタ不可)を押してください。
補聴器購入日が医学的判定意見書の作成日より前でないこと。

申請先 健康推進課(横手市横山町1番1号 横手保健センター内)
または各市民サービス課(裏面をご覧ください。)

～申請の手順～



成人（18歳以上）

軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成金のご案内

申請及び問い合わせ先

健康推進課	〒013-0044 横手市横山町 1-1 TEL0182-33-9600
増田市民サービス課	〒019-0792 横手市増田町増田字土肥館 173 TEL0182-45-5514
平鹿市民サービス課	〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字覚町後 138 TEL0182-24-1114
雄物川市民サービス課	〒013-0205 横手市雄物川町今宿字鳴田 1 TEL0182-22-2157
大森市民サービス課	〒013-0514 横手市大森町字大中島 268 TEL0182-26-2115
十文字市民サービス課	〒019-0529 横手市十文字町字海道下 1 2-5 TEL0182-42-5114
山内市民サービス課	〒019-1108 横手市山内土淵字二瀬 8-4 TEL0182-53-2933
大雄市民サービス課	〒013-0461 横手市大雄字三村東 18 TEL0182-52-3905



横手市